

## 坂出市沙弥島ナカンド浜等を守る条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、坂出市沙弥島ナカンド浜等を守る条例（平成28年坂出市条例第20号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 条例第2条の教育委員会規則で定める区域（以下「ナカンド浜等」という。）は、別表第1に掲げるとおりとする。

(許可の申請)

第3条 条例第5条第2項の教育委員会で定める申請書は、ナカンド浜等における行為許可(変更許可)申請書（様式第1号）とし、同条第1項の許可を受けようとする者は、同項各号に掲げる行為を行う7日前までに当該申請書を教育委員会に提出しなければならない。

(許可等)

第4条 教育委員会は、前条の申請書が提出された場合において、許可するときにあつてはナカンド浜等における行為許可（変更許可）書（様式第2号）を、許可しないときにあつてはナカンド浜等における行為不許可（変更不許可）書（様式第3号）を交付するものとする。

(許可の取消し)

第5条 教育委員会は、条例第5条第5項の規定により許可を取り消すときは、ナカンド浜等における行為許可（変更許可）取消通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(車両進入禁止区域)

第6条 条例第6条第1項第2号の教育委員会規則で定める場所は、別表第2に掲げるとおりとする。

(命令)

第7条 条例第6条3項の規定により必要な措置を命ずるときは、ナカンド浜等における違反行為に対する命令通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(施設等の破損または滅失の届出)

第8条 条例第9条の規定による届出は、ナカンド浜等における施設等破損・滅失届（様式第6号）により行うものとする。

(遵守事項)

第9条 何人も、条例で定めるもののほか、ナカンド浜等において、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) ナカンド浜等を利用して生じた廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）を放置しないこと。

(2) 騒音を発し、暴力、暴言等により他人に対して不安を覚えさせ、または他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(3) 竹木を伐採し、もしくは損傷し、または植物を採取しないこと。

(4) 地下遺構、石碑、看板その他器物を傷つけ、または遺物を採掘しないこと。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

付 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

区 域
坂出市沙弥島（141番地4，156番地，159番地1，159番地2，167番地1，175番地4，175番地5，178番地1，178番地5，178番地7，210番地4，213番地，215番地2および222番地1ならびにこれらの地番に接する農道、水路および砂浜に限る。）

別表第2（第6条関係）

場 所
坂出市沙弥島（141番地4，159番地1，167番地1，175番地4，175番地5，178番地1，178番地5，178番地7，210番地4，213番地，215番地2および222番地1ならびにこれらの地番に接する農道、水路および砂浜に限る。）のうち駐車場として利用することとしている部分を除く場所